

伊藤秀二君論考

日に日に秋が深まって参りました。即位の礼の諸儀式が厳かに かつ肅々と挙行され、御代替わりを実感した次第です。誠におめでたいことである。

11/10 の祝賀御列の儀は、申し分のない天候やお祝いに駆け付けた 12 万人もの人出に恵まれ、なんと素晴らしいパレードであったことか。

11/14 の産経新聞朝刊の一面トップ記事は、別添ファイルのとおり、早ければ来春にもペルシャ湾およびその周辺海域に派遣される海自の隊員に対して危険手当を支給するというものであるが、この記事に接した一般の読者は「調査・研究も対象」とは具体的に何のことか理解できたであろうか。小生は、全くと言ってよいほどに理解していないのではないかと思う。

本日は、この「調査・研究」を契機として平時およびグレーゾーン事態(純然たる平時でも有事でもない事態：防衛白書)における 3 年前制定の安保関連法制(平和安全法制)の不備について少々述べてみたい。よくご存じの方とは改めて問題点を共有したい。

平時及びグレーゾーン事態における安保関連法制(平和安全法制)の不備

11/17

自衛隊の平時及びグレーゾーン事態における防衛警備上の主要任務は、「情報収集及び警戒監視」及びグレーゾーン事態における「領域の警備」である。当然のこととして国民は平時の情報収集や警戒監視活動においては自衛隊の行動等について自衛隊法(自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とした法律)に規定されていると考えているだろうが、驚くなかれ何の規定もなされていないのである。有り体に申せば、昭和 29 年の自衛隊創設以来欠落しているのである。

現在、陸海空自衛隊は、一年 3 6 5 日 2 4 時間、北はオホーツク海から南は東シナ海まで、陸自は沿岸監視隊(稚内・礼文島・与那国島)、海自は哨戒機・護衛艦、空自はレーダーサイト・航空機によりそれぞれ情報収集及び警戒監視活動にあっているが、それは自衛隊法によって規定されているのではなく、「防衛省設置法第 4 条 18 項「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。」」を活動の根拠にしており、新聞の「調査・研究も対象」とはこのことを指しているのである。

設置法は、いずれの省庁においても存在する法律であり、当該省庁の設置、任務及び必要となる所掌事務等を定めることを目的としたものであるが、本来各省庁及び自衛隊の行動まで規定するものではない静的な性格の法律なのである。

設置法が自衛隊の行動まで規定していない(できない)がゆえに、自衛隊は情報収集及び警戒監視活動にあたり、「正当防衛・緊急避難」さえも明確に付与されていない。(正当防衛・緊急避難は自然権として誰にも存在するが、設置法という法律の性格上この法律で律することはできない。できるのは自衛隊法である。)

しかしながら、皮肉なことに自衛隊の情報収集や警戒監視活動が設置法の「調査・研究」の規定によって、陸海空自衛隊は「かろうじて」法律の下の行動が担保されていると言っても過言ではないだろう。誠に不可解な話ではないか。しかもこのことを法の番人である内閣法制局が許容しているというからますます理解に苦しむ

ではないか。

一方、今回の新聞記事には該当しないが、グレーゾーン事態対処は安保関連法制の制定前と全く変わっていないため、陸海空自衛隊の行動は、いずれも公共の秩序を維持するための「警察権の行使」を背景とする「治安出動」、「海上警備行動」及び「対領空侵犯措置」に限定されるのである。

すなわち、尖閣諸島に中国の武装漁民が上陸し占拠した場合(その実態は特殊部隊の精鋭と考えるのが世界的な軍事常識)、武力を行使する要件が整っていないために、日本政府は自衛隊に防衛出動を下令することができないのである。

よって小生はこれに対処すべく、現憲法下においても許容される準防衛行動を可能にする領域警備法を早急に整備すべきと考えるものである。

では、3年前の安保国会においてどうして是正されなかったのであろうか。自民党は、これら積年の諸問題を解決すべく動いたのであるが、防衛出動が下令される有事の場合を除き、自衛隊の手足を縛っておきたいとする公明党の反対があったため、集団的自衛権の行使を是非とも法制に盛りこみたいとする自民党が公明党とパートナー取引したというのが実相のようだ。また、平時及びグレーゾーン事態下において、自らの権限を確保したいとする警察庁や海保の横やりも大きかったということのようだ。

これらのことは防衛・安全保障に造詣の深い東大名誉教授(現 JICA 理事長)の北岡伸一氏が3年前の安保国会後に産経新聞への寄稿記事において詳述している。

制定から3年余が経過した安保関連法制は、制定当時 森本 敏元防衛大臣等 防衛・安全保障の専門家から「有事対処については、ほぼ最大限の事項が網羅された。」と高い評価を受けた。その代表格が限定的・抑制的ながら集団的自衛権の行使が可能になったことであろう。

しかしながら、安保関連法制は有事対処上の高い評価とは裏腹に平時及びグレーゾーン事態下においては既に述べたとおり、法制に不備があり、昨今の東アジア情勢を鑑みるに早急なる是正が求められるのではないだろうか。

もっとも憲法改正による抜本的な国防・安全保障のあり方の再構築が求められているのかも知れないと小生は考えている。

国防・安全保障は、いつの時代も国民生活の最も重要な基盤であることを忘れるべからざる重大事であろう。

皆様方のご意見を頂戴したい。